

税制改正、中小企業支援、 その他お役立ち情報について

野崎地平税理士事務所
野崎地平

本日の研修内容

- **25年度税制改正**
- **中小企業支援対策**
- **税務調査の動向**
- **その他**

中小企業支援の方向性

平成25年4月より大きく変わりました。

無条件全面的



条件付き部分的へ

- やる気を持って取り組む会社は手厚いサポートあり
- 知らないやらないとほったらかしになりそう

25年税制改正大綱

- 成長と富の創出の好循環の実現のために税制もサポートする
- 雇用の拡大、個人所得の拡大につなげる
- 中小企業の活力を強化する
- 消費税税率引き上げに対応する措置を講じて景気が悪くならないようにする
- 相続税を増税する一方、贈与税の新制度をつくる

復興特別税について

- 平成25年より25年間、所得税額の2.1%が復興特別所得税として、上乗せされる。
- 法人税率引下げ(24年4月開始事業年度～)
800万円以下: 18% → 15% + 復興特別法人税1.5% = 16.5%
800万円超: 30% → 25.5% + 2.55% = 28.05%

消費税税率改正

- 平成26年3月31日まで 5%
- **平成26年4月1日より 8%**
- **平成27年10月1日より 10%**

ただし景気が良くない場合には5%のままになる可能性もあります。

消費税の税率が5%となる措置

- 平成26年4月1日以降の取引であっても、消費税の税率が5%となる経過措置がいくつかあります。
- 平成25年9月30日までに契約した請負工事は26年4月1日以降の引き渡しとなっても5%となります。
- 長期工事の場合、契約日がとても重要です。

消費税の計算方法

消費税は消費者が負担して、会社が納税する税金です。(間接税)

消費税納税額 = 仮受消費税 - 仮払消費税

仮受消費税: 売上に対してかかる消費税

仮払消費税: 仕入れや経費等にかかる消費税

消費税アップ分を値引きすると・・・

	売上5%、経費5%の場合			売上8%、経費8%の場合		
	税抜金額	消費税	税込金額	税抜金額	消費税	税込金額
売上	1,000	50	1,050	1,000	80	1,080
経費	600	30	630	600	48	648
利益	400	20	420	400	32	432
消費税納税額			20			32
差引残額			400			400
	売上8%、経費5%の場合			税込売上1050(8%)、経費8%の場合		
	税抜金額	消費税	税込金額	税抜金額	消費税	税込金額
売上	1,000	80	1,080	972	78	1,050
経費	600	30	630	600	48	648
利益	400	50	450	372	30	402
消費税納税額			50			30
差引残額			400			372

消費税税率改正への対応(1)

- 26年3月末に納品、完成、引き渡し予定の売上は4月にズレこまないように注意です！
- 長期工事は、契約を25年9月30日までにするかどうか、検討しましょう。
- 住宅建築の場合、消費税が上がっても住宅ローン控除が拡充されるため、26年4月以降の引き渡しが有利な場合もあります。

設備投資に関する減税

こんな場合は適用が受けられるかも

- 生産等設備投資促進税制
→設備投資の増加
- 中小企業等の経営改善設備投資促進税制
→経営改善指導に基づく器具備品、建物附属設備の取得
- グリーン投資促進税制の拡充
→環境関連投資の実施

雇用拡大に関する減税

こんな場合は適用が受けられるかも

- 所得拡大促進税制
→ 給与の増加
- 雇用促進税制
→ 2人以上社員増加、給与の増加

どちらかの選択適用です。

消費税税率改正への対応(2)

- 会計ソフトの税率改正への対応が必要です。
- 帳簿の記載(日付、相手先名、金額、内容)をきっちりとやりましょう。
- 請求書、領収証の保存も大事です。
- 値札の付け替え 1000円(税抜き)でもOK
- お客様へのお知らせ、情報提供(特に建設・製造業)

交際費の改正

法人の交際費は800万円まで全額、損金となります。

でも、そこまで使っている中小企業はほとんどないと思いますが…。

所得税の最高税率引き上げ

平成27年より課税所得4000万円超が40%から45%となります。

ほとんどの人は関係ありません。

住宅ローン控除の拡充

- 消費税率が26年4月より上がるので、住宅取得の落ち込みを防ぐために拡充。
- 消費税が上がらなければ、現行制度のまま。
- 市県民税から差引く金額を増額（所得税から控除しきれない場合）
- 市県民税から控除しきれない金額は現金給付されるかも。（25年夏に決定予定）

住宅リフォーム税制の拡充

- 消費税率が26年4月より上がるので、住宅取得の落ち込みを防ぐために拡充。
- 消費税が上がらなければ、現行制度のまま。
- 所得税額が限度となるので、控除しきれないケースもあります。

平成27年1月よりの相続税改正(1)

《増 税》

①基礎控除が現行制度の60%に縮減されます。

5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数



3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

- 今まで相続税が課税されなかった人も課税されるようになります。
- 相続税額も増加します。

平成27年1月よりの相続税改正(2)

②最高税率の引き上げ(色が濃い箇所)

相続税税率表		
改正後(平成27年1月1日以後)		
法定相続人の取得金額	税率(%)	控除額(万円)
1000万円以下の金額	10	
1000万円超3000万円以下の金額	15	50
3000万円超5000万円以下の金額	20	200
5000万円超1億円以下	30	700
1億円超2億円以下	40	1,700
2億円超3億円以下	45	2,700
3億円超6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

平成27年1月よりの相続税改正(3)

《減 税》

- ① 未成年者控除・障害者控除の拡大
- ② 一定の住宅宅地の評価を下げる制度がありますが、その限度面積が240㎡から330㎡に拡大されます。

相続税改正の影響

- 課税対象者の拡大
- 相続税額の増加

配偶者と子二人が法定相続分で相続した場合(単位:万円)						
	現行制度	改正後	現行制度	改正後	現行制度	改正後
遺産額	8,000		10,000		12,000	
基礎控除	8,000	4,800	8,000	4,800	8,000	4,800
課税対象額	0	3,200	2,000	5,200	4,000	7,200
相続税額(配偶者)	0	0	0	0	0	0
相続税額(子A)	0	80	50	145	100	220
相続税額(子B)	0	80	50	145	100	220
相続税総額	0	160	100	290	200	440

贈与税の改正(1)

(1) 暦年贈与の税率表の変更(平成27年より)
祖父母からの贈与税率が少し下がります。

贈与税税率表					
改正後 一般分(平成27年1月1日以後)			改正後 直系尊属分(平成27年1月1日以後)		
課税価格(基礎控除後)	税率(%)	控除額(万円)	課税価格(基礎控除後)	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10		200万円以下	10	
200万円超300万円以下	15	10	200万円超400万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25	400万円超600万円以下	20	30
400万円超600万円以下	30	65	600万円超1,000万円以下	30	90
600万円超1,000万円以下	40	125	1,000万円超1,500万円以下	40	190
1,000万円超1,500万円以下	45	175	1,500万円超3,000万円以下	45	265
1,500万円超3,000万円以下	50	250	3,000万円超4,500万円以下	50	415
3,000万円超	55	400	4,500万円超	55	640

贈与税の改正(2)

(2) 相続時精算課税制度の変更(27年より)

- ① 贈与者の年齢65歳以上→60歳以上へ
- ② 受贈者は子のみ→子＋孫

注意: この制度で贈与しても将来の相続税の計算に含める必要がありますので、注意が必要です。

(相続税対策に基本的にならない)

贈与税の改正(3)

- 教育資金の一括贈与の非課税
25年4月より、祖父母より、1500万円まで
- 《メリット》
- 将来の教育資金を確保できる。
 - 相続税の対象となる財産が減少する。
- 《デメリット》
- 用途は教育資金に限定。融通がきかない。
 - 金融機関に領収証を提出する必要あり。

相続税贈与税改正の対応(1)

★相続税は大增税！大胆な贈与には特典あり。

(1)生前贈与の活用

①年間110万円の非課税枠を使う

- ・人の分散(1人より複数人に)
- ・年の分散(1年より複数年で)

ただし、生活資金や不意の支出などのため
にお金をある程度残しておくことは大事

相続税贈与税改正の対応(2)

②住宅取得資金の贈与(700万か1200万)

③教育資金の贈与(1500万円)

④配偶者控除

(結婚20年以上、住宅または住宅取得資金)

→効果が小さい場合もあるので注意。

(2) 生命保険の活用

- ・非課税枠500万円 × 法定相続人の数
- ・納税資金の確保

相続税贈与税改正の対応(3)

(3) 土地の有効活用

建替え、リフォーム、賃貸物件取得など

(4) 専門家への相談

- ・試算→相続対策
- ・遺言書作成検討(争続にしないために)
- ・相続税額は計算の仕方、評価の仕方によっても変わります。